

消費者庁の措置命令に基づくお知らせとお詫び
平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。
弊社は、不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)第7条第1項の規定に基づく消費者庁の措置命令に従い、一般消費者の誤認を排除するため、次の通り周知いたします。

弊社は、弊社が運営する「産地直送センター」と称する自社ウェブサイト(以下「自社ウェブサイト」とします。)において食品34商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば「味付け焼きたらこ」600gと称する商品について、令和3年10月22日から令和4年1月13日までの間、「味付け焼きたらこ」600g、「通常価格・¥4,000税込」と表示するなど、あたかも「通常価格」と称する価額は、自社ウェブサイトにおいて通常販売している価格であり、実際の販売価格が当該通常販売している価格に比して安いかのように表示しておりました。

しかし、実際には、当該34商品の「通常価格」と称する価額は、自社ウェブサイトにおいて販売された実績のないものでした。

また、弊社は、地上波放送を通じて令和3年11月13日、令和4年1月22日、同年2月26日に放送された「イチモニ!」と称する番組内の「新型コロナに負けるな!買って応援北海道」と称するコーナーにおいて販売された「けっぽれどさんこセット2」、「けっぽれどさんこセット3」と称する食品3商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、「けっぽれどさんこセット」と称する商品について、「北あかりコロッケ20個つけちゃいます」「通常ですね、1万600円相当のお品ですが、今回は35%オフの6,980円で販売いたしました」と表示するなど、あたかも「通常」および「相ぱれどさんこセット2」、「けっぽれどさんこセット3」と称する食品3商品を含まれる単品の商品について、当該3商品に含まれる単品の商品に足し上げた価格に比して安いかのように表示していますが、当該販売実績のない単品では、弊社が当該3商品に含まれる単品の商品について、通常販売している価格を足し上げた価格であり、実際の販売価格が、当該通常販売している価格を含み、任意に設定されたものでした。また、当該「プレゼント」稱する商品は無償で提供されるものではありませんでした。

しかし、実際には、当該3商品に含まれる単品の商品の過半は弊社において販売実績がないものであり、比較対照価格は、当該販売実績のない単品の商品について弊社が任意に設定した価格及び「プレゼント」と称して提供する商品の価格を含み、任意に設定されたものでした。また、当該「プレゼント」稱する商品は無償で提供されるものではありませんでした。

これらの表示は、当該37商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものでした。

ご利用いただきましたお客様、視聴者の方々をはじめ、関係者、媒体社の皆様に多大なるご迷惑をお掛けいたしましたこと、心より深くお詫び申し上げます。弊社は、措置命令を受けたことを真摯に受け止め、再発防止のため管理体制の強化に努めて参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年8月22日

株式会社北海道産地直送センター
代表取締役 三好正洋